

久喜社協第170号
令和7年4月22日

各行政区長 様

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
会 長 梅 田 修 一

令和7年度社会福祉法人久喜市社会福祉協議会会員加入に関するご協力
について（依頼）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素、本会の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
また、昨年度における本会の会員募集につきましては、多くのご協力をいただき
謹んでお礼申し上げます。

令和7年度の会員募集につきましても、改めて区長の皆様のお力添えを賜り
たく切にお願いを申し上げる次第でございます。

さて、会員募集のご協力に際し、活動に必要な資材を事前に発注していただき、
各地区の区長会議において、お渡しができるようにご用意させていただきました。
資材に関して不足やご不明な点がございましたら、下記までご連絡く
ださいますようお願いいたします。

本会では、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、福祉に関する総合相談
や各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、区長並びに活動
にご協力をいただく皆様には、大変ご負担をおかけいたしますが、何卒ご協力の
程よろしくお願い申し上げます。

<問合せ>

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

・本 所	電話	23-2526	FAX	24-1761
・菖蒲支所	電話	85-8131	FAX	85-8808
・栗橋支所	電話	52-7835	FAX	52-7804
・鷺宮支所	電話	58-9131	FAX	58-7200

令和7年度
社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
会員加入について
(区長会議説明資料)

※会員募集強化期間を令和7年6月1日～8月31日までとしておりますが、この期間にかかわらず、地区の実情等に合わせご協力くださいますようお願い申し上げます。

目 次

社会福祉協議会について、会員会費制度について	．．．．． P 1
令和 6 年度会員募集事業における実績報告	．．．．． P 2
令和 7 年度会員募集の協力依頼について	．．．．． P 4

社会福祉協議会について

社会福祉協議会（社協）は、地域福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。この法律は、地域福祉に住民の意思を反映させ、地域の皆様が福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としています。

久喜市社協では、この住民参加や住民主体の一つの方法として、住民の皆様をはじめ、福祉団体や企業等の方々に会員となっていただくことで、地域住民の支え合い活動の推進、意識の向上を図っています。

会員会費制度について

住民の皆様が「お互いに助け合いましょう」という意思を反映できる「互助」・「共助」の仕組みが地域のコミュニティづくりにおいても大切になります。

社協は「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を基本理念として事業を推進していますが、これは互助・共助の精神に基づくものであり、地域住民の皆様一人ひとりに支えていただくことが必要だと考えています。このような理由から、住民の皆様にご協力をお願いしています。

令和6年度会員募集事業における実績報告

1 令和6年度実績（令和7年3月31日現在）

区長会をはじめ、関係機関・団体及び企業の皆様のご協力により、下記のとおり社協会員にご加入いただきました。

【単位：円】

会員種類	一般会員	賛助会員	法人会員	合計
金額合計 (口数合計)	20,127,100 (28,753口)	534,000 (267口)	1,600,000 (160口)	22,261,100 (29,180口)

* 【参考】 令和5年度実績：22,876,100円（令和5年度実績比 2.69%減）

2 会費活用

令和6年度に集まった会費を活用する事業の内訳です。

ご協力いただいた社協の会費は、「身近な地域での居場所づくり」や「福祉制度の狭間にある事業」を遂行するための、大切な財源として活用させていただきます。

サービス区分	事業名	会費（R7予算）	割合
地域福祉事業	ふれあい・いきいきサロン	9,354,000円	42.0%
	会員募集事業		
	福祉車両貸出事業		
在宅福祉事業	総合相談事業	7,087,000円	31.9%
	ふれあい食事サービス事業		
	赤ちゃん誕生祝事業 等		
法人運営事業	理事会・評議員会・監査等の実施	1,986,100円	8.9%
	法人事務 等		
資金貸付事業	緊急一時資金貸付事業	1,898,000円	8.5%
ボランティアセンター	ボランティアセンター運営	1,427,000円	6.4%
	ボランティア体験プログラム		
	福祉教育推進事業 等		
共同募金事業	広報活動事業	509,000円	2.3%
	福祉協力校助成事業		
	合計	22,261,100円	100%

3 会員制度の意義

社協は、地域福祉推進のために参加・協働するあらゆる団体や組織と手を取り合うものであり、特に地域住民や社会福祉活動を行う団体、社会福祉事業者や福祉関係機関等と、常日頃から連携し顔の見える関係をつくり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域福祉の推進に取り組むことが望ましいとされております。

そのため、社協の行う事業は地域住民の参加、協力、支持によって進めることが必要であり、会員になっていただくことを通して、社協の活動や事業に関心を持っていただき、応援してくださるという意思表示と久喜市の地域福祉活動に目を向けてもらうきっかけになることを目的としています。

<会員の方が利用できる事業>

① 紙おむつを配付します	④ ふれあい食事サービスが利用できます
② 赤ちゃん誕生祝券を差し上げます	⑤ 車いすのまま乗れる車を貸し出します
③ 災害見舞金を支給します	⑥ イベント用備品（テント等）を貸し出します

※それぞれ対象要件があります。

<会員の方に応援していただく主な社協の事業>

① 福祉に関する総合相談をお受けしています（総合相談事業）
② ふれあい・いきいきサロンを身近な地域で推進しています（小地域福祉活動）
③ 一人暮らしの方等へ「あんしんカード」を作成・配布しています
④ 子どもにも大人にも、福祉教育を推進しています（社協の出前講座）

※会費を財源として実施している事業は、この他にもあります。

令和7年度会員募集の協力依頼について

地域住民の皆様へ会員加入の依頼をしていただき、会費の取りまとめをお願いいたします。なお、社協会員には年間を通してご加入いただけます。

1 会員募集強化期間（6月1日～8月31日）について

会員募集強化期間は、地区での取りまとめをお願いする目安の期間ですので、地区の実情に合わせて、取りまとめをお願いいたします。

※会員加入については、強制ではありません。

2 会員の種類について

会員の種類		対象
一般会員	700 円／一口	本会の活動に賛同する個人、世帯
賛助会員	2,000 円／一口	本会の活動に特に賛同する個人、世帯または団体
法人会員	10,000 円／一口	本会の活動に特に賛同する団体、法人、事務所等

※複数口の加入も受付しています。

3 今後の会員募集の事務等の流れ

(1) 会員募集資材の配布について

発注いただいた令和7年度会員募集資材を本日用意させていただきました。不足、追加等がございましたら、ご連絡ください。

(2) 会費の取りまとめについて（8月末まで）

取りまとめていただいた会費については、同封の「会員会費の取りまとめ書」に会費の合計金額、内訳、日付、署名の上、領収書控えと一緒に久喜市社協の本所、又は各支所まで直接お持ちください。

※未使用の資材及び社協会員募集協力員証につきましては、大変恐縮ですが、会費をお持ちいただく際に、一緒にご返却ください。

4 その他

ご不明な点がございましたら、本所又は各支所へお問い合わせください。

（問合せ）

- ・久喜地区：本所（ふれあいセンター久喜内） ☎23-2526
- ・菖蒲地区：菖蒲支所（菖蒲行政センター内） ☎85-8131
- ・栗橋地区：栗橋支所（栗橋行政センター内） ☎52-7835
- ・鷺宮地区：鷺宮支所（鷺宮行政センター内） ☎58-9131

※本所（ふれあいセンター久喜内）は、土・日曜日・祝日（第4土曜日を除く）も開所しております。

見本

No. _____

令和7年度久喜市社会福祉協議会 会員会費の取りまとめ書

	金	8	<small>千</small>	0	1	0	0	円也
--	----------	----------	------------------	----------	----------	----------	----------	----

※金額の先頭に「金」をご記入ください

令和7年度久喜市社会福祉協議会会員会費として、上記の金額を取りまとめました。

会費の種類	・一般会費	1口	50件	35,000円
	(700円)	3口	1件	2,100円
		10口	1件	7,000円
	・賛助会費	1口	1件	2,000円
	(2,000円)	2口	1件	4,000円
	・法人会費	1口	1件	10,000円
(10,000円)	2口	1件	20,000円	

令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会会長 あて

久喜 菖蒲・栗橋・鷺宮 地区
第 ○○ 区長 **久喜 社協**

社協会費 会員証兼領収書 記入例

*領収書は2枚複写になっています。

1枚目

- ①受領日
- ②会員になる方の氏名、住所
- ③受領金額
- ④会費の内訳（種類、口数）
をご記入ください。

- ⑤取扱者は、
**1枚目に記名または押印し、
1枚目に押印した場合は、
2枚目にも押印をお願いします。
(複写式のため)**

No. 123456

令和7年度 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
会員証兼領収書(控)

① 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名	② 久喜 花子 様
住所	久喜市〇〇〇123-45

金	③ 千 金 7 0 0 円也
---	----------------

上記正に領収いたしました。

【内訳】

- 一般会員(世帯、個人) ④ 700円 1口
- 賛助会員(世帯、個人、団体) 2,000円 口
- 法人会員(団体、法人、事業所) 10,000円 口

*ご加入いただく会員の種類にチェックを入れ、口数をご記入ください。

久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)
TEL 0480-23-2526
FAX 0480-24-1761
社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会

⑤ 会長 氏名 押印
取扱者

2枚目

1枚目は控えですので、回収をお願いします。
2枚目は会員になられた方へお渡しください。

※領収書は必要な方へお渡し下さい。
納金時に加入者が分かる名簿をご提出頂いても差し支えありません。

No. 123456

令和7年度 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
会員証兼領収書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名	久喜 花子 様
住所	久喜市〇〇〇123-45

金	千 金 7 0 0 円也
---	--------------

上記正に領収いたしました。

【内訳】

- 一般会員(世帯、個人) 700円 1口
- 賛助会員(世帯、個人、団体) 2,000円 口
- 法人会員(団体、法人、事業所) 10,000円 口

*ご加入いただく会員の種類にチェックを入れ、口数をご記入ください。

久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)
TEL 0480-23-2526
FAX 0480-24-1761
社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会

⑤ 会長 田 修 氏名 押印
取扱者

社協会費 Q & A

＜令和7年度版＞



社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

社協会費にご協力をお願いいたします。

社協では、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域に密着した各種の福祉活動を展開しております。これらの活動は、市民や企業・団体及び施設等の皆様からご協力いただいております会費等が支えになっております。本年度におきましても、皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

Q1 社協とはどんな団体ですか。どうして会費を集めるのですか。

A1 社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。



『ふくし』は限られた人のものではなく、みんなが対象となるものです。

「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」という願いは、誰しも共通の願いではないでしょうか。今後、ますます複雑、多様化する福祉の需要に応えていくためには、法律では行き届かないきめ細やかな活動が必要となります。

その中に、地域住民同士の助け合いによって満たされる福祉があります。

社協は、住民の皆様に参加・協力をいただきながら、「人と人の助け合い」の精神で、自分たちの手で解決していく地域福祉を推進する役割を担っています。

なお、皆様にご協力いただく会費のほかにも、寄附金、市の補助金、委託金や共同募金配分金などが、現在の社協の財源となっています。

Q2 寄附とどう違いますか。

A2 寄附は、それぞれの趣旨のもと、集められるものです。

一方、社協会費は、久喜市の地域福祉推進のすべてに活用できるものであり、会員の皆様の参画意識が、久喜市の地域福祉に大きく寄与するものと考えられます。

社協活動や地域福祉活動にご賛同いただき、会員として会費にご協力いただくことは、身近な福祉課題に目を向けていただく機会や、地域福祉活動に参加する一つの方法と考えています。自分たちの地域を住みよいまちにするためには「みんなで地域の課題を共有し」、「みんなで活動を企画し」、「みんなで お金を出し合って」、「みんなで解決に向けて実践すること」が、地域に 密着した活動になります。この活動には、地域住民の皆様一人ひとりに 支えていただくことが必要だと考えています。このような理由から、住民の皆様にご協力をお願いしています。

Q3 昨年度はどのくらいの会費が集まりましたか。

A3 令和6年度の会費実績は以下のとおりです。

(令和7年3月31日現在)【単位：円】

	一般会員	賛助会員	法人会員	小 計
久喜地区	9,468,200	388,000	930,000	10,786,200
菖蒲地区	3,843,700	24,000	100,000	3,967,700
栗橋地区	2,669,100	80,000	220,000	2,969,100
鷺宮地区	4,146,100	42,000	350,000	4,538,100
合 計 (口数合計)	20,127,100 (28,753 口)	534,000 (267 口)	1,600,000 (160 口)	22,261,100 (29,180 口)

多くの方々のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

Q4 会費はどのように使われるのですか。

A4 久喜市にはたくさんの方が暮らしています。誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、生きがいのある暮らしができるように、同じ地域のみんなで支えあい、福祉制度の狭間に対する事業遂行ができるよう、皆様の会員会費を下記のような事業に活用しています。

福祉に関する総合相談を受け付けています（お気軽にご相談ください）

ふれあい・いきいきサロンを身近な地域活動として推進しています

一人暮らしの方等へあんしんカードを作成・配布しています

子どもにも大人にも福祉教育を推進しています（ふくしの🍀を育てましょう）

※会費を活用した事業は他にもあります



福祉に関する総合相談



ふれあい・いきいきサロン



あんしんカードの作成・配布



福祉教育の推進

Q5 会員になるメリットはありますか。

A5 会員の方が利用できるサービスは以下のとおりです。

紙おむつを配付します	心身の障がい等のある方を対象に、1か月2,700円分の紙おむつを配付します。 ※対象要件あり
赤ちゃん誕生祝券を差し上げます	赤ちゃんのお祝いのため、2,500円分のお祝い券を差し上げます。 ※対象要件あり
災害見舞金を支給します	災害等で、自宅が概ね半焼・半壊以上の被害を受けた際に、見舞金を支給します。
ふれあい食事サービスが利用できます	一人暮らし高齢者等を対象に、ボランティアの手作りお弁当を自宅へ配達します。
車いすのまま乗れる車を貸し出します	歩行が困難な方を対象に、通院や外出の際に福祉車両を貸し出します。
イベント用備品（テント等）を貸し出します	行政区・自治会等の団体を対象に、無料で貸し出します。

※利用を希望される場合、地域限定のサービスなどそれぞれ対象要件がありますので、

本会ホームページをご覧ください。お気軽にお問合せください。

ホームページ



※本会ホームページはこちらから閲覧できます

Q6 なぜ、行政区や自治会に会費のとりまとめ・納入の協力をお願いするのですか。

A6 私たち社協では、日頃から関係する方々と顔の見える関係が大切と考えております。地域福祉の充実は、私たちだけでなく地域の方々と一緒に考えていく必要があります。地域福祉を推進する一番身近な組織として行政区があると思っていますので、その行政区と会費だけでなく様々な面で連携することがとても重要なことだと考えています。会費を住民ひとり一人に直接会費のお願いをすることは難しいため、区長さんをはじめ、役員さんや班長さんにご理解をいただき取りまとめをお願いしております。

毎年、多くの方に会費のご協力をいただけるのは、地域の皆様のお力添えのおかげです。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q7 各家庭に会費の協力をお願いする際は、どのようにすればよいですか。

A7 住民の皆様向けに会員募集のチラシを用意していますので、それを示して、例えば「会費はこのように活用され、地域福祉の推進に役立っていますので、今年も是非ご協力をお願いします。」とお話していただくのが一般的なお願いの方法です。

なお、会費のご協力は、社協の活動にご理解をいただける方をお願いをするもので、強制ではありませんが、皆様のご理解をお願いいたします。

Q8 行政区や自治会の予算から会費に協力をしてもよいですか。

A8 行政区や自治会が社協の趣旨に賛同して会費を納入することについて、問題はありません。ただし、会員の加入はあくまでも任意ですので、総会等で住民の皆様へご説明の上、会費の納入についての合意形成と意思決定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、その際には、可能な範囲で、1世帯あたり700円に相当する額を予算化していただければ幸いです。

Q9 社協の職員に説明してもらうことはできますか。

A9 会費に関するだけでなく、社協の事業やボランティア活動、介護保険に関する事など、「社協の出前講座」で職員を派遣します。事前にご連絡いただければ、土曜日や日曜日、夜の時間帯でもお伺いできますので、お気軽にご相談ください。

【問合せ】 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

本 所 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内)
電 話 0480-23-2526 FAX 0480-24-1761
菖蒲支所 久喜市菖蒲町新堀38 (菖蒲行政センター内)
電 話 0480-85-8131 FAX 0480-85-8808
栗橋支所 久喜市間鎌251-1 (栗橋行政センター内)
電 話 0480-52-7835 FAX 0480-52-7804
鷺宮支所 久喜市鷺宮6-1-1 (鷺宮行政センター内)
電 話 0480-58-9131 FAX 0480-58-7200